

令和5年度あおもり創造的復興支援費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、特定非営利活動法人、実行委員会等の団体が行う、東日本大震災（以下「震災」という。）により県外から本県に避難している県外被災者同士の交流及び地域住民との交流を支援する「被災者交流総合支援事業」、震災の被災地（岩手県・宮城県・福島県）に赴いて復興支援活動を行う「被災地派遣支援事業」及び震災の記憶の風化防止に取り組む「震災風化防止事業」（以下「あおもり創造的復興支援事業」という。）に要する経費について、令和5年度予算の範囲内において、あおもり創造的復興支援費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書の写し（関係部分に限る。）
- (2) 団体の定款・規約等の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容について、補助金の額の増額又は30%を超える減額をする場合は、事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和6年4月1日から5年間保管しておくこと。

(申請の取下げの期日)

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げは、補助金交付申請取下届出書(第4号様式)を知事に提出して行うものとし、取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払により交付することがある。

(補助金の請求)

第7 補助金の請求は、補助金請求書(第5号様式)を知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第8 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は令和6年4月20日のいずれか早い期日までに事業完了(廃止)実績報告書(第6号様式)により行うものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行する。

別表（第2関係）

事業区分	補助対象経費	補助金の額	補助を受ける要件
1 被災者交流総合支援事業	(1) 報償費 ・講師謝金等 (2) 旅費（ただし、被災者交流総合支援事業においては補助対象経費としない。） ・宿泊費 ・交通費	補助対象経費の合計額から参加者自己負担金の収入額を除いた額又は単独地域避難者が対象の場合は300千円若しくは複数地域避難者が対象の場合は500千円のいずれか低い額以内の額とする。	事業を実施するにあたり、参加者からは一定の自己負担金（額については各団体が任意に設定して構わない）を徴収し、事業の一部に充当すること。
2 被災地派遣支援事業	(3) 需用費 ・消耗品購入費 ・印刷製本費 (4) 役務費 ・通信運搬費 ・振込手数料 ・参加者保険料 (5) 使用料及び賃借料 ・バス、レンタカー等借上げ料 ・会場使用料 (6) その他事業実施に係る経費で知事が認めるもの	補助対象経費の合計額から参加者自己負担金の収入額を除いた額又は500千円のいずれか低い額以内の額（以下、この欄において「算出額」という。）とする。 ただし、令和5年度以降の交付申請の時点において、同一地域かつ同一内容の事業（以下、この欄において「当該事業」という。）の実施回数が累計5回を超える団体の場合、令和5年度以降に実施する当該事業の1回目については算出額の1/2、2回目については算出額の1/3、3回目以降については補助対象外とする。	
3 震災風化防止事業		補助対象経費の合計額から参加者自己負担金の収入額を除いた額又は300千円のいずれか低い額以内の額とする。	

（注1）地域とは、東青地域（青森市、東津軽郡）、中南地域（弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡）、三八地域（八戸市、三戸郡）、西北地域（五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡）、上北地域（十和田市、三沢市、上北郡）、下北地域（むつ市、下北郡）をいう。

（注2）事業区分1～3までの事業を複合的に実施する場合の補助金の額は、補助対象経費の合計額から参加者自己負担金の収入額を除いた額又は500千円のいずれか低い額以内の額とする。